宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
㈱T-Flap

目　次

規　　則

○規則第３４号　宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（人事課）…2

告　　示

○告示第１１３号　議決予算の公表……（財政課）…2
○告示第１１４号　宇治市国民健康保険資格確認書の無効
……（国民健康保険課）…4

公　　告

○公告第７７号　農用地利用集積等促進計画の認可
……（農林茶業課）…4
○公告第８０号　都市公園の設置……（公園緑地課）…4

監　査　委　員

○公表第１８号　定期監査の結果に基づく措置の通知……4

農　業　委　員　会

○公告第１０号　農業委員会定例総会の招集……5

規　則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和８年１０月２６日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第３４号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和２年宇治市規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「　　を「　　に改める。

９，１７３円	９，６０８円
９，５５５円	９，９３８円
９，５５５円	９，９３８円
９，３９８円	９，８１０円
９，１９５円	９，６３０円
９，１９５円	９，６３０円
１０，７５５円	１０，９７３円
１０，００５円	１０，２２３円
１６，５０８円	１６，７３２円
９，７１３円	１０，０５０円
９，７１３円	１０，０５０円
９，５５５円	９，９３８円
９，５７０円	９，９５３円
９，４１３円	９，８２５円
９，１９５円	９，６３０円
９，１９５円	９，６３０円
９，１９５円	９，６３０円
８，５８２円	８，９８８円
１，２２３円	１，２８１円
１，２４０円	１，２９７円
１，２５３円	１，３０８円
１，２２６円	１，２８４円
１，２８６円	１，３３４円
１，２６６円	１，３１９円
１，２２６円	１，２８４円
１，３３４円	１，３６３円
１，２９５円	１，３４０円
１，２９５円	１，３４０円
１，４５８円	１，４８７円
１，２２６円	１，２８４円
１，２７６円	１，３２７円
１，２９５円	１，３４０円
１，２９５円	１，３４０円
１，２９５円	１，３４０円
１，２９５円	１，３４０円

」　　」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第３の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

（掲示済）

告　示

宇治市告示第１１３号

議決予算の公表について

令和８年９月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、次のとおり告示します。

令和８年１１月６日

宇治市長　松村　淳子

令和８年度宇治市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度宇治市の一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,719,078千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の予算額	補　正　額	計
17.府　支　出　金		7,536,098	3,771	7,539,869
	2.府　補　助　金	2,054,172	3,771	2,057,943
18.財　産　収　入		126,314	1,973	128,287
	1.財　産　運　用　収　入	120,134	1,973	122,107
20.繰　入　金		850,100	13,809	863,909

	1. 基金繰入金	850,100	13,809	863,909
21. 繰越金		7,190	10,225	17,415
	1. 繰越金	7,190	10,225	17,415
23. 市債		5,690,800	26,100	5,716,900
	1. 市債	5,690,800	26,100	5,716,900
歳入合計		79,663,200	55,878	79,719,078

歳出　　（単位　千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 総務費		8,720,695	25,598	8,746,293
	1. 総務管理費	7,128,001	25,598	7,153,599
3. 民生費		38,753,747	3,771	38,757,518
	2. 児童福祉費	14,622,931	3,771	14,626,702
6. 農林水産業費		470,870	13,809	484,679
	1. 農業費	352,827	13,809	366,636
9. 消防費		2,637,114	12,700	2,649,814
	1. 消防費	2,637,114	12,700	2,649,814
歳出合計		79,663,200	55,878	79,719,078

第２表 債務負担行為補正

１．追加　　（単位　千円）

事項	期間	限度額
庁舎照明制御設備改修事業	自 令和　８年度 至 令和　９年度	29,400

第３表 地方債補正

１．変更　　（単位　千円）

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額		起債の方法	利率	償還の方法	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
		証券発行の方法によって起債す	証書借入又は証券発行	年５％以内 ただし、	政府資金についてはその融資条件によ					

庁舎整備事業債	141,000	る場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	る。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	155,700	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
消防施設整備事業債	260,000	同上	同上	同上	同上	271,400	同上	同上	同上	同上

宇治市告示第１１４号

宇治市国民健康保険資格確認書の無効について

次の国民健康保険資格確認書を無効としたので告示します。

令和８年１１月６日

宇治市長　松村　淳子

１	保険者番号	
２	記号	
３	番号	
４	適用開始年月日	平成４年７月２１日
５	交付年月日	令和８年９月１５日
６	無効とする日	令和８年１０月１６日
７	理由	本人の申出

公　告

宇治市公告第７７号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第５項の規定により次のとおり認可したので、同条第７項の規定により公告します。

令和８年１０月２３日

宇治市長　松村　淳子

１　農用地利用集積等促進計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和８年度	第１５号	宇治市槇島町東鴨巣８５

２　認可した日

令和８年１０月２３日

（掲示済）

宇治市公告第８０号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和８年１１月６日

宇治市長　松村　淳子

名称	位置及び区域	供用開始日
ひらき第２遊園	開町５１番４７	令和８年１１月６日
宮北第２児童遊園	神明宮北５０番４２	
荒槇児童遊園	菟道荒槇２３番８ 菟道荒槇２３番９ 菟道荒槇２６番１１ 菟道荒槇２７番２０	
荒槇北児童遊園	菟道荒槇３２番３	
みむろど児童遊園	菟道出口３０番８９	
森本児童遊園	菟道森本３０番３０	
西隼上り児童遊園	菟道西隼上り４番２８	
門ノ前児童遊園	菟道門前３１番１２	
藪里児童遊園	菟道籔里４１番８ 菟道籔里４１番９	

監査委員

宇治市監査委員公表第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和８年１０月２１日

宇治市監査委員
池上　哲朗
松岡　ゆかり
真田　敦史

１　監査の結果を公表した日

令和８年９月１６日（宇治市監査委員公表第１６号）

２　当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象　都市整備部　公園緑地課

監査期間　令和８年６月１日～令和８年７月２９日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
１	公園地占用使用料収入状況について	指摘事項について、占用使用料決定から納入通知までの

	規則に規定された期間を超過した徴収、納入通知書によらない徴収などが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	事務を速やかに年度当初から進める必要があることから、業務引継書等において、業務時期（期限）についても示すことで事務の流れを明確にし、また業務の進捗については、業務会議等の中で確認作業を徹底する。 なお、今年度（令和８年度）については改善をしています。

（掲示済）

農業委員会

宇治市農業委員会公告第１０号

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２７条第１項の規定により、第５回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和８年１０月２３日

宇治市農業委員会
会長　中林　和夫

開会日時　令和８年１１月５日　１３時３０分

開会場所　宇治市役所　８階　大会議室

付議事項
１　農地利用最適化推進委員の委嘱について
２　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
３　専決事項の報告
４　その他

（掲示済）